

港湾脱炭素化推進地区の指定に向けた 関係条例の整備について



1. 改正港湾法（令和4年12月施行）について【脱炭素化関係抜粋】

背景・必要性

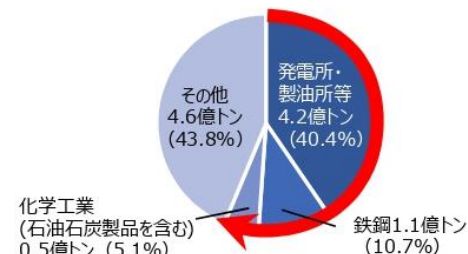
1. エネルギー・産業構造転換のために必要な港湾における脱炭素化の推進

- 我が国の運輸・産業分野の脱炭素化に必要な水素・燃料アンモニア等の活用を本格化させるためには、産業が集積し海上物流の拠点である港湾におけるそのサプライチェーンの構築と利用促進が必要。我が国産業や港湾の国際競争力にも影響する懸念。

➡ 臨海部に集積する産業と連携し、港湾における官民関係者が一体となった、カーボンニュートラルポート（CNP）の取組を推進するための仕組みが必要。

我が国のCO₂排出量
計10.4億トン（2020年度）

CO₂排出量の約6割を占める産業の多くは、港湾・臨海部に立地



出典: 国立環境研究所HP資料より、港湾局作成

法律の概要

1. 港湾における脱炭素化の推進

① 港湾の基本方針への位置づけの明確化 等

- 国が定める港湾の開発等に関する基本方針に「脱炭素社会の実現に向けて港湾が果たすべき役割」等を明記。
- 港湾法の適用を受ける港湾施設に、船舶に水素・燃料アンモニア等の動力源を補給するための施設を追加し、海運分野の脱炭素化を後押し。 ※併せて税制特例（固定資産税等）を措置

② 港湾における脱炭素化の取組の推進

- 港湾管理者(地方自治体)は、官民の連携による港湾における脱炭素化の取組※を定めた港湾脱炭素化推進計画を作成。
※水素等の受入れに必要な施設や船舶への環境負荷の少ない燃料の供給施設の整備等
- 港湾管理者は、関係する地方自治体や物流事業者、立地企業等からなる港湾脱炭素化推進協議会を組織し、計画の作成、実施等を協議。
- 水素関連産業の集積など、計画の実現のために港湾管理者が定める区域内における構築物の用途規制を柔軟に設定できる特例等を措置。

➡ 臨海部に集積する産業と連携して、カーボンニュートラルポート（CNP）の取組を推進し、我が国の産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献

港湾脱炭素化推進計画に定める取組の例



2. 改正港湾法について【港湾脱炭素化推進協議会・港湾脱炭素化推進計画】

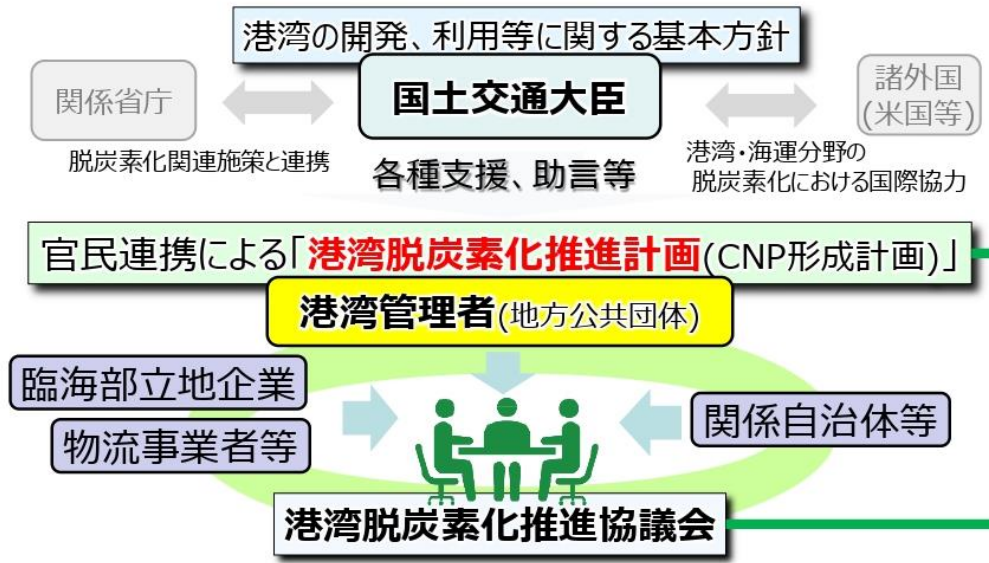
- 改正港湾法の施行により、各港湾管理者は「港湾脱炭素化推進協議会」を組織することができるようになり、また、「港湾脱炭素化推進計画」を作成できることとなった。

背景・必要性

- ▶ 港湾における脱炭素化の取組は、多岐に亘る官民の主体が関係することから、その実効性を高めるためには、官民連携による継続的かつ計画的な取組を進める体制構築が必要

改正法

- ▶ 臨海部に集積する産業等と連携した脱炭素化の取組を進めるため、港湾における官民関係者が一体となった、カーボンニュートラルポート(CNP)の形成を推進する仕組みを導入



「港湾脱炭素化推進計画」に定める事項

- ✓ **基本的な方針** (取組の方向性 等)
- ✓ **計画期間と目標**
 - ・ CO2削減目標量や水素等の取扱貨物量 等
- ✓ **港湾における脱炭素化の促進に資する事業、事業主体**
 - ・ 水素等の供給のための港湾施設等の整備、既存施設の利用転換 等
 - ・ 荷役機械のEV化、陸上電力供給設備やLNGバンカリング施設の整備 等
 - ・ その他港湾空間を活用した取組(洋上風力発電、ブルーカーボンの推進) 等
- ✓ **計画の達成状況の評価に関する事項**
 - ・ 進捗管理の体制・方法 等
- ✓ **その他港湾管理者が必要と認める事項**

「港湾脱炭素化推進協議会」の構成員

- ✓ **港湾管理者** (協議会の設置主体)
- ✓ **関係地方公共団体** (港湾所在市町村 等)
- ✓ **脱炭素化の取組を行う民間事業者** (立地企業、物流事業者等)
- ✓ **港湾利用者** (船会社等)
- ✓ **学識経験者** 等

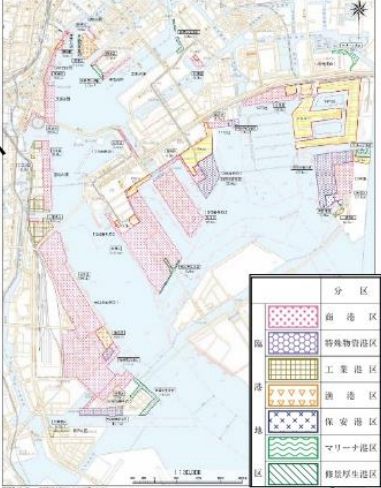
3. 改正港湾法について【構築物の用途規制を柔軟に設定できる特例】

- 港湾脱炭素化推進計画を作成した港湾管理者は、脱炭素化推進地区を定めることができ、この区域内においては、条例で、分区内の構築物用途規制の一部を緩和又は強化できるようになった。

背景・必要性

- 港湾管理者は、臨港地区(港湾の管理運営に必要な地区)内の土地利用を誘導するため、目的に応じて定めた分区毎に条例で構築物用途を規制 **(分区制度)**
- 他方、現行制度は、分区内の一部の規制緩和や分区の種類追加ができないため、水素等の供給や利用のための土地利用のニーズにうまく対応できない

【東京港の臨港地区及び分区】



【課題】 新たな土地利用ニーズ(水素等の危険物取扱施設の設置等)への対応

- ・危険物取扱施設は、多くの港湾で一部の分区を除き、建設を禁止
- ・一方、開発余地を生み出す埋立事業が減少傾向※にあり、既存の土地の活用が必要

※【我が国港湾で造成された埋立地面積】 1975年：3,109.6ha ⇒ 2015年：156.6ha (出典) 国土交通省港湾局調べ

改正法

分区内の構築物用途規制について、分区内の一部区域(港湾管理者が定める脱炭素化推進地区)においては、水素等の供給、利用等の促進のため必要な場合に、**当該規制の一部を緩和又は強化できる制度**を創設

⇒ 企業等のニーズを踏まえた、きめ細かな規制の導入により、港湾周辺の効果的な土地利用を誘導

規制の緩和イメージ (○：建設可 ×：建設禁止)

現在の用途規制

A港商港区

物流倉庫：○
工場：×
水素ステーション：×



新制度を活用した用途規制

A港商港区

物流倉庫：○
工場：×
水素ステーション：×

脱炭素化推進地区内

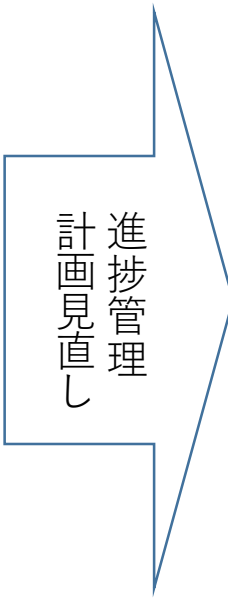
物流倉庫：○
工場：×
水素ステーション：○

規制を緩和する構築物(例)

港湾物流車両用の水素ステーション(イメージ)
(出典) 豊通エアリキッドハイドロジェンエナジーズ(株)HP

4. 四日市港港湾脱炭素化推進計画作成経緯

- 改正港湾法施行（令和4年12月）に伴い、令和5年11月に「四日市港CNP協議会」を港湾法に基づく「四日市港港湾脱炭素化推進協議会」に移行し、「四日市港CNP形成計画」の内容を反映した法定計画である「四日市港港湾脱炭素化推進計画」を作成し、計画に基づく取組を推進していくこととし、3回の協議会やパブリックコメント等を経て令和6年3月29日に「四日市港港湾脱炭素化推進計画」を作成・公表し、同日付で国土交通大臣に送付した。

	R4（2022） 年度	R5（2023）年度							R6（2024）年 4月～
		4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
四日市港 港湾脱炭素化推進 協議会	四日市港CNP協議会 ワーキンググループ （2回） （4回） 	港湾脱炭素化推進協議会へ移行			第1回 11/14 計画骨子案提示	第2回 1/26 計画案提示	パブリック コメント 第3回 3/4 計画最終案提示		 進捗管理 計画見直し
【参考】 四日市コンビナート カーボンニュートラル化 推進委員会	四日市コンビナートの カーボンニュートラル 検討委員会	第1回 7/19				第2回 1/16		港湾脱炭素化推進計画作成・公表	

5. 四日市港港湾脱炭素化推進協議会

◆ 設置根拠

港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の3第1項の規定に基づき設置する。

◆ 目的

今後、主要なエネルギー源が化石燃料から水素・アンモニア等へ変化しても、四日市港が、これまでと変わらず我が国における重要なエネルギーの輸入・供給拠点としての役割を果たしていくため、産官学が連携し、四日市港におけるカーボンニュートラルポート（以下、「CNP」という。）の形成を推進することを目的とする。

◆ 所掌事項

- 協議会の所掌事務は次のとおり。
- （1）法第50条の2に規定する「港湾脱炭素化推進計画」（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する事項。
 - （2）計画に基づき実施する事業等に関する事項。
 - （3）計画の進捗状況の確認や達成状況の評価に関する事項。
 - （4）その他、四日市港CNPの形成のために必要な事項。

◆ 委員

学識経験者	流通科学大学 名誉教授 森 隆行（協議会座長） 四日市大学経済学部 教授 鶴田 利恵 東京大学教養学部 客員准教授 松本真由美
民間事業者	石原産業(株)、オシャシ ネットワーク エクスポジション(株)、霞北埠頭流通センター(株)、川崎汽船(株)、KHネオケム(株)、コスモ石油(株)、(株)三十三銀行、(株)JERA、(株)商船三井、昭和四日市石油(株)、住友商事(株)、太平洋セメント(株)、中部コールセンター(株)、中部電力(株)、東ソー(株)、東邦ガス(株)、名古屋四日市国際港湾(株)、(株)日本政策投資銀行、日本郵船(株)、(株)百五銀行、本田技研工業(株)、三菱商事(株)、三菱ケミカル(株)、四日市港国際物流センター(株)、四日市港埠頭(株)
関係団体	四日市海運貨物取扱業会、四日市港運協会、四日市商工会議所
行政機関	経済産業省 中部経済産業局 資源エネルギー環境部、国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部、国土交通省 中部地方整備局 四日市港湾事務所、国土交通省 中部運輸局 三重運輸支局、三重県 政策企画部、三重県 環境生活部、三重県 雇用経済部、四日市市 政策推進部、四日市市 商工農水部、四日市市 環境部、四日市港管理組合（事務局）

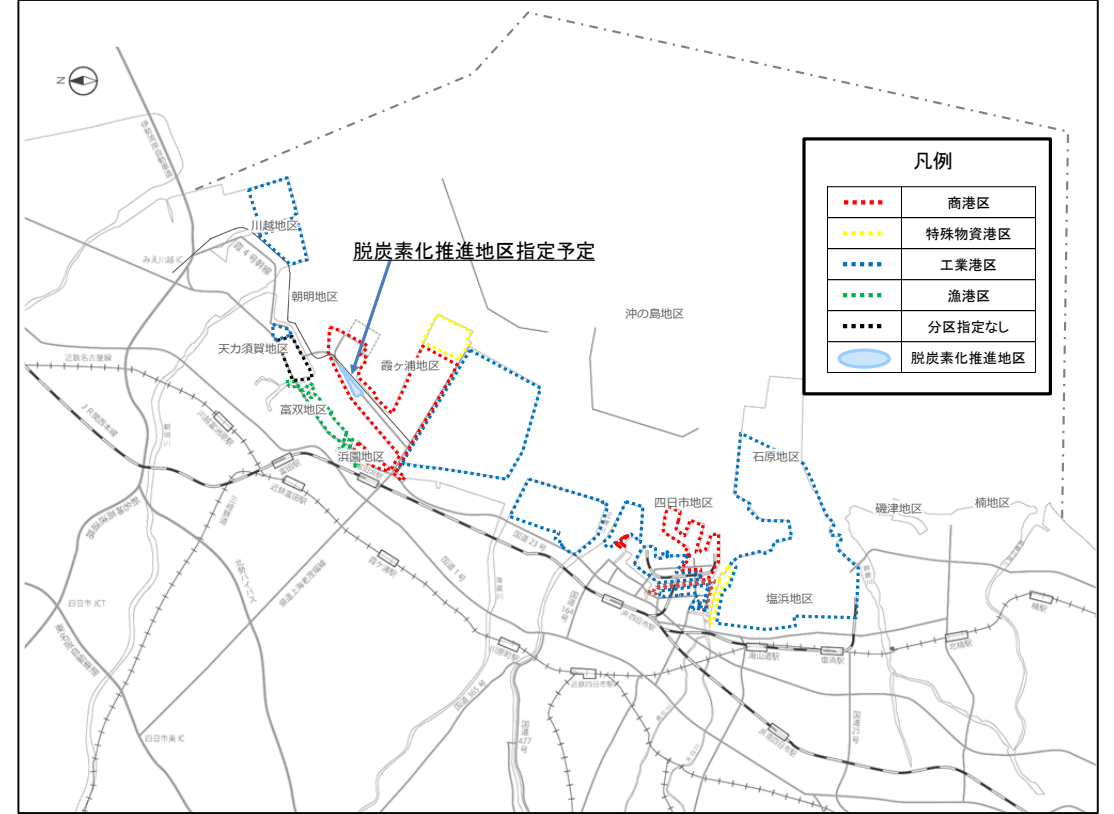


6. 四日市港港湾脱炭素化推進計画（令和6年3月作成）のポイント

○四日市港港湾脱炭素化推進計画とは

改正港湾法（令和4年12月施行）に基づき、四日市港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画（令和5年3月策定）を踏まえ、CNPの形成を推進するため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備等、官民の連携による港湾における脱炭素化に向けた具体的な取組を定めた計画。

○脱炭素化推進地区制度の活用等を見据えた土地利用の方向性



臨港地区内の建築物の用途制限について、本計画の目標の達成に向け、商港区に指定されている霞ヶ浦地区の一部において、分区指定の趣旨との両立を図りつつ、船舶、荷役機械、大型トラック等の脱炭素化に資する燃料を供給するための環境整備や、脱炭素化に資する事業実施に向けた実証試験を行う施設整備等のため、脱炭素化推進地区を定めることを検討する。

○港湾脱炭素化促進事業及びその実施主体

区分	港湾脱炭素化促進事業	実施主体
ターミナル内	温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に関する事業	
	荷役機械やひき船等への脱炭素化に資する燃料の導入	四日市港管理組合、四日市港埠頭(株)
	照明のLED化	四日市港管理組合
	EV車の導入	
	小型風力・太陽光発電設備の導入	
	照明のLED化	四日市港国際物流センター(株)
	太陽光発電設備の整備	霞北埠頭流通センター(株)
	ガントリークレーン照明のLED化	名古屋四日市国際港湾(株)、四日市コンテナターミナル(株)
	ハイブリッド型RTGへの改造（エンジン交換）	日本トランスシティ（株）
	ハイブリッド型RTGの導入	
	ガソリン車→HV車の代替	中部海運(株)
	照明のLED化	伊勢湾倉庫(株)
	低燃費型ホイールローダーの導入	
	インバータ方式（電力回生付き）のガントリークレーンの整備	四日市港管理組合
	EV or FCフォークリフトの導入	中部海運（株）
	HV or EV車の導入	
	EVフォークリフト・HV車の導入	三栄(株)
	照明のLED化	中部コールセンター(株)
	C02フリー電気の導入	四日市港管理組合
	EVフォークリフトの導入	伊勢湾倉庫(株)
	省エネ型空調機の導入	
出入り船舶・車両	照明のLED化	中部海運(株)
	太陽光発電設備の整備	
	陸上電力供給施設の導入	四日市港管理組合
	バイオ燃料対応船舶の導入	
	ESI認証船の入港料減免制度の導入	
	LNG燃料船・LNG燃料供給船への入港料減免制度の導入	
	LNG/LPG燃料船の導入	日本郵船(株)
ターミナル外	アンモニア燃料船の導入	
	石油系燃料船でのバイオ燃料活用	
	石油系燃料船での合成燃料活用	東邦ガス(株) 四日市工場
	構内照明のLED化	
	設備更新等による省エネ化	四日市港管理組合
	ブルーカーボン（藻場）の造成	
	モーダルシフトの導入	
港湾・臨海部の脱炭素化に貢献する事業		
船舶・出入り	LNG/バンカリング事業の運営 (LNG燃料船へのLNG燃料供給、LNG/バンカリング船の保有・管理)	セントラルLNGマリンフューエル(株)、セントラルLNG SHIPPING(株)
ターミナル外	バイオマス発電の運転	中部電力(株)
	メタネーションによる合成メタンの導入・供給	東邦ガス(株)
	発電熱効率の維持・向上	(株) J E R A
	SAFの供給	昭和四日市石油(株)
その他	新たな事業を展開する用地の確保	四日市港管理組合

7. 脱炭素化推進地区指定に向けた関係条例の整備

改正港湾法の施行（令和4年12月）

港湾脱炭素化推進計画を作成した港湾管理者は、当該計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、分区内の区域内において、脱炭素化推進地区を定めることができ、当該地区の区域内においては、条例で当該分区に係る構築物用途規制を緩和等することができることとなった

四日市港港湾脱炭素化推進計画（令和6年3月作成）

改正港湾法（令和4年12月施行）に基づき、四日市港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画（令和5年3月策定）を踏まえ、CNPの形成を推進するため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備等、官民の連携による港湾における脱炭素化に向けた具体的な取組を定めた計画

脱炭素化推進地区制度の活用等を見据えた土地利用の方向性

臨港地区内の建築物の用途制限について、本計画の目標の達成に向け、商港区に指定されている霞ヶ浦地区の一部において、分区指定の趣旨との両立を図りつつ、船舶、荷役機械、大型トラック等の脱炭素化に資する燃料を供給するための環境整備や、脱炭素化に資する事業実施に向けた実証試験を行う施設整備等のため、脱炭素化推進地区を定めることを検討する

臨港地区内の分区における構築物の規制条例（分区条例）の見直し案

現 行

商港区においては
危険物置場等の建設は
できない



見直し後

商港区の一部（脱炭素化推進地区の区域内に限る）においては
港湾脱炭素化推進計画の目標の達成に資する
施設（危険物置場含む）の建設が可能

8. スケジュール（案）

	R 6（2024）年									R 7（2025）年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
四日市港管理組合議会				第2回 定例会 ↔ ・ 分区条例改正方針 ・ 分区条例改正素案 ・ 脱炭素化推進地区 指定方針 ・ スケジュール 等			第3回 定例会 ↔ ・ 分区条例改正案					
手続き				パブリック コメント ↔			条例改正 【告示】 ★	脱炭素化推進地区指定 【告示】 ★				
四日市港港湾審議会								港湾審議会 ● ・ 脱炭素化推進地区指定（審議） ・ 分区条例改正（報告）				
四日市港 港湾脱炭素化 推進協議会							協議会（1回～2回） ←-----→ ・ 計画進捗管理 ・ 必要に応じ計画見直し					

9. 【参考】四日市港港湾審議会

◆ 組織概要

四日市港港湾審議会は、四日市港港湾審議会条例に基づき、管理者の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議するとともに、必要と認める事項は管理者に建議する組織です。

四日市港港湾審議会条例第2条（所掌事務）
(1) 港湾法第3条の3第1項の港湾計画
(2) 港湾法第43条の5第1項の港湾環境整備負担金
(3) 前2号の掲げるものの他、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項

◆ 審査会委員数

20名
※ 学識経験者 4名
管理組合議員 1名
港湾関係者 6名
地元関係者 2名
関係行政機関の職員 7名

◆ 審査会委員の任期

令和5年10月1日～令和7年9月30日
四日市港港湾審議会条例により任期は2年間

四日市港港湾審議会委員名簿

令和6年5月31日現在
(敬称略、順不同)

区分	役職名	氏名	備考
学識経験者	公益社団法人 日本港湾協会 理事長	大脇 崇	
	四日市大学 環境情報学部 教授	大八木 麻希	
	三重大学 人文学部 教授	朝日 幸代	
	名古屋大学 減災連携研究センター 教授	富田 孝史	
四日市港管理組合議会議員	四日市港管理組合議会 議長	野口 正	
港湾関係者	公益社団法人 伊勢湾海難防止協会 会長	吉川 廣一	
	伊勢三河湾水先区水先人会 会長	高尾 幸徳	
	全日本港湾労働組合東海地方四日市支部 執行委員長	中條 隼人	
	東海内航海運組合 理事長	西村 譲治	
	名古屋海運協会 会長	笹田 祐典	
	四日市港運協会 会長	小林 長久	
地元関係者	四日市商工会議所 会頭	小川 謙	
	四日市市漁業協同組合 代表理事組合長	川村 誠	
関係行政機関の職員	三重県雇用経済部長	松下 功一	
	四日市市政策推進部長	荒木 秀訓	
	川越町副町長	木村 光宏	
	中部地方整備局長	佐藤 寿延	
	中部運輸局長	金子 正志	
	名古屋税関長	柴田 敬司	
	四日市港長	村松 一昭	